

放射性物質発見時の対応

“おそれず”、“あわてず”、“あなどらず”が大切である

1. 自社ヤードに設置の検知器でアラームが鳴った場合や、出荷先より検知器作動の連絡があった場合にはまず出荷先のアラームが鳴った検知器、又は自社で使用している**検知器のメーカー**に連絡し、現場に検査担当者に行ってもらい、物体の形状、汚染の有無、線量(可能であれば格種)、をチェックする。(発見場所、時間、現在の状態等を落ち着いて検査担当者に伝える)
2. 上記検知器メーカーに相談しつつ日本アイソトープ協会等の専門業者に、放射線の種類線量を報告し、その後の対応のアドバイスを仰ぐ。
*放射線の種類、線量によって対応が大きく異なるので、勝手な判断をせずアイソトープ協会等の指示に従って処理をすることが大切ですが、対応の概要は概ね以下のようになることを認識しておいてください。

(線量が人体に害を及ぼさない範囲にある時)

- ・貨物を自社ヤードに持ち帰り、ハンディタイプの検知器を仕様して汚染の疑われる物質を特定して除去する
- ・その物質の廃棄の仕方は、アイソトープ協会等専門業者の指示を仰ぐ
- ・物質によっては、引取りを拒否される場合もあることも認識しておく

(線量が人体に害を及ぼす可能性のある範囲にある時)

- ・貨物を移動できない状況も想定されるので、アイソトープ協会等専門業者の指示に従って行動する。
- ・原子力規制庁を始め、警察、消防等の関係官庁への連絡が必要となる場合もある。

(詳細は「放射性物質混入スクラップ対応マニュアル」の修正版を作成中です。修正版が出来上がりしだい工業会ホームページに掲載致しますので参照願います。)

以上

検知器メーカー、日本アイソトープ協会の相談先、原子力規制委員会との連絡方法は別紙の一覧表に纏めて記載します。

連絡先一覧

- ◆ 主な検知器メーカー (原則として平日の営業時間中)
- ① ポニー工業 (株) 06-6262-2451
営業開発事業部
- ② (株) 千代田テクノル 03-3816-2531
RI 事業本部
- ◆ (公社) 日本アイソトープ協会 03-5395-8031
医療品・アイソトープ部 放射線源課

(休祭日、深夜等でかつ緊急を要する場合で、どうしても上記機関や(自社で使用している)他の検知器メーカー等と連絡が取れない場合は以下へ連絡してください。原子力規制委員会は情報公開が原則なのでここに連絡した場合はすべて公開情報として開示されることを御承知おきください。)

- ◆ 原子力規制委員会 原子力規制庁 TEL 03-5114-2112(直通)
FAX 03-5114-2183
原子力防災政策課 事故対策室

以上